

## d ポイントクラブ特約ローソン特約

d ポイントクラブ会員規約については下記よりご確認ください。

[d ポイントクラブ会員規約](#)

### ローソン特約

本特約は、株式会社ローソン（以下「ローソン社」といいます。）が、株式会社 NTT ドコモ（以下「ドコモ社」といいます。）の運営・提供する共通ポイントサービス「d ポイント」について、「ローソン」、「ナチュラルローソン」及び「ローソNSTOA 100」の店舗におけるご利用等について定めるものです。なお、当該店舗であっても共通ポイントサービスをご利用いただけない店舗がありますので、あらかじめご了承ください（以下、共通ポイントサービスをご利用いただける店舗を「対象店舗」といいます。）。本特約は、d ポイントクラブ特約の一部として構成され、民法第 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当するものとします。本特約に定めのない事項は、ドコモ社の定める d ポイントクラブ会員規約、d ポイントクラブ特約及びドコモ社のプライバシーポリシー、ローソン社のプライバシーポリシー等の定めるところによるものとします。また、本特約において特段の定義のない場合、本特約で使用する用語の意味は、d ポイントクラブ特約の定めに従うものとします。

### 第 1 条（ポイント進呈）

利用者が対象店舗で d ポイントカードを提示し、商品またはサービス（以下「商品等」といいます。）の購入または利用（以下、「購入等」といいます。）の際に、レジにて現金またはローソン社が取り扱うクレジットカード、デビットカード、商品券、ギフト券、電子マネー、若しくはその他ローソン社が指定した方法（以下「現金等」といいます。）により支払をされた場合、第 2 条にしたがってドコモ社発行の d ポイントが特約会員に進呈されます。なお、d ポイントカードを提示いただけない場合、及び支払精算終了後に提示された場合はポイントの進呈はされません。

### 第 2 条（ポイントの内容及び取扱い）

1. 進呈されるポイントの内容及び取扱いは、下記のとおりです。ただし、ローソン社は進呈率及び進呈方法並びに利用率及び利用方法その他一切の進呈及び特典交換について限定若しくは変更することがあります。

(1) 買上ポイント：対象店舗のうち、「ローソン」及び「ナチュラルローソン」の店舗においては、d ポイントカードを提示された上で、16 時から 23 時 59 分迄の時間（以下「夕夜間」といいます。）での商品等のお買上 1 回につき、購入等代金 200 円（税抜き）あたり 2 ポイント、夕夜間以外でのお買上 1 回につき、購入等代金 200 円（税抜き）あたり 1 ポイント

が進呈され、対象店舗のうち、「ローソンストア 100」の店舗においては、商品等のお買い上げ時間にかかわらず、200円（税抜き）あたり1ポイントが進呈されます。

なお、200円（税抜き）未満の金額についてはポイント算入にあたり切り捨て、次回のお買い物の際に当該金額を繰り越す事はできません。

対象店舗のうち、ローソン社の指定する一部の「ローソン」「ナチュラルローソン」又は「ローソンストア 100」の店舗においては、進呈率が一部異なる場合があります。該当する対象店舗及び進呈率については、当該店舗での告知をご確認ください。なお、この場合に別途ローソン社が指定する額未満の金額についてはポイント算入にあたり切り捨て、次回のお買い物の際に当該金額を繰り越す事はできません。

対象店舗において、1回の購入等代金を分割して決済し、買上ポイントを分割して取得すること等はできません。また、本特約第2条1.(3)に基づき残高ポイント（特約会員に進呈されたポイント合計残高をいいます。以下同様。）を購入等代金に利用した場合、ポイントを利用した代金分については買上ポイントの進呈対象とはなりません。なお、以下の場合については、買上ポイントは進呈されません。

- [1] 金券類似物（切手、印紙、テレカ、ビール券、ごみ処理券等。）の購入
- [2] タバコ、チケット、旅行、プリペイドシート、自動車教習料金、各種検定試験受験料、宅配料、公共料金のお支払い、決済代行、ローソン社で取り扱う各種電子マネーのチャージ及び購入、並びに宝くじの当選金払出しなど
- [3] コピー、デジカメプリント機を利用したデジカメプリントの利用
- [4] ATMサービスの利用
- [5] その他、ローソン社の指定によりポイント進呈対象外とした商品等の購入等

(2)返品時の処理：商品等を返品された場合には、既に進呈された買上ポイントは減算されます。

(3)ポイントのレジでの利用について：残高ポイントは、対象店舗のレジでdポイントカードを提示し、当該dポイントカードについて認証がなされた場合、1ポイントを1円（税込）相当として購入等代金のお支払いに利用することができます。ただし、一部の商品等（本特約第2条1.(1)[1]から[5]に定めるものを含むがこれらに限られません。）の代金お支払いについては、ポイントを利用することはできません。

(4)ポイントをレジで利用した場合の返品・返金について：商品購入代金の全額をポイントの利用によってお支払いされた商品の返品を行う場合には、購入店舗での返品・返金処理により、当該ご利用ポイント数の返却をもって返金分を充当いたします。商品購入代金の一部にポイントを利用し、残額を現金等の決済方法にて購入し、その後一部または全部の商品の返品を行う事由が発生した場合には、購入店舗での返品処理の際に、現金等ポイント以外の他の決済方法にてお支払いいただいた分を優先してお返しします。

(5)ポイント交換の方法・ポイント特典の内容・交換後のポイント特典の取扱い：ポイント交換の方法、並びにポイント特典の内容、変更、及び制限等については、対象店舗内の告知

物、対象店舗の Loppi、ローソン社の公式ウェブサイト、またはドコモ社の公式ウェブサイト等をご確認ください。なお、ドコモ社が発行する d ポイント（期間・用途限定）はポイント交換及びポイント特典にご利用いただけない場合があります。また、ポイント特典により Loppi にて交換されたお買物券等の再発行は行いません。

(6)ポイントの換金等の制限：残高ポイントの換金・払戻し等はできません。

2. 特約会員又は利用者は、ローソン社が定めた提携先とのポイント交換ルールに則り、残高ポイントのポイント交換を行うことができるものとします。ただし、ローソン社は同サービスを変更し、または終了することができるものとします。

3. 天災等の不可抗力の場合、通信事業者・電気供給事業者その他ローソン社の委託先の責に帰すべき事由がある場合、ローソン社もしくは委託先のソフトウェア・ハードウェア等の不具合等ローソン社が直接外部から認識し得ない事情がある場合、またはやむを得ない事情がある場合に、ローソン社の業務等が停止したときは、ローソン社はその責を負いません。またポイントの進呈・変更・廃止、システムの整備・点検、カードの磁気不良・破損、または業務上の必要により、ローソン社の業務等を停止する等の場合もローソン社はその責を負わないことをあらかじめご了承願います。

### 第3条（本特約の変更）

ローソン社は、民法第 548 条の 4 の定型約款変更の規定に基づいて、本特約を変更することができるものとします。

以上

2015 年 12 月 1 日 制定

2020 年 7 月 7 日 改訂